

○薩摩川内市道路占用料等徴収条例

平成16年10月12日

条例第281号

改正 平成23年12月27日条例第80号

平成26年3月28日条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条第2項及び第73条第2項の規定に基づき、市が管理する道路（以下「道路」という。）の占用につき徴収する占用料の額及びその徴収方法並びにこれに係る督促手数料及び延滞金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。  
(占用料の額及び徴収方法)

第2条 占用料の額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の占用料の額（消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるものを除く。）に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額に相当する占用料を消費税及び地方消費税に相当する額として、加算して徴収する。

3 徴収すべき占用料の額が100円に満たない場合は、100円とし、又は徴収すべき占用料の額に10円未満の端数が生じた場合（徴収すべき占用料の額が100円に満たない場合を除く。）は、その端数は、切り捨てるものとする。

4 占用料は、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は同法第35条の規定による協議が成立した日から1箇月以内に納入通知書により一括して徴収するものとする。ただし、占用の期間が翌年度以降にわたる場合（占用料の額が年額で定められている占用物件に係る場合に限る。）においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収するものとする。

5 前項の規定により徴収することとなる占用料の額が特に多額である場合その他の理由により一時に全額の納付が困難であると市長が認めた場合は、同項の規定にかかわらず、4回以内に分割して納付させることができる。

(占用料の免除等)

第3条 市長は、道路の占用が次の各号のいずれかに該当する場合は、占用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 法第35条に規定する事業（道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第18条に規定するものを除く。）及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業のため占用する

とき。

(2) 他の地方公共団体及び法第35条に規定する事業を除くその他の公共団体において公用又は公共用に占用するとき。

(3) 通路を設けるために必要な路端法敷及び側溝上を占用するとき。

(4) 街路灯及び防犯灯を設置するため占用するとき。

(5) 地先から雨水及び汚水を側溝に排水するため必要な排水管の埋設のために占用するとき。

(6) 恒例による松飾、祭日、縁日及び市日のために臨時に占用するとき。

(7) 水管、ガス管等の各戸引込管及びかんがい施設の設置のために占用するとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

(占用料の還付)

第4条 既納の占用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その全額又は一部を還付することができる。

(1) 占用者の責めに帰することのできない事由により占用することができなかったとき。

(2) 占用前において占用の取消し又は変更の申出により、市長において相当の事由があると認めたとき。

(3) 道路に関する工事その他道路管理上必要があるとき。

(督促手数料)

第5条 占用料を納期限内に完納しない者に対しては、市長は、10日以内の期限を指定し、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。

2 前項の規定により、督促状を発したときは、督促手数料として督促状1通につき100円を徴収する。

(延滞金)

第6条 占用料の納付者が納期限後にその占用料を納付する場合においては、別に延滞金を徴収する。ただし、督促指定期限までに占用料を完納した場合は、この限りでない。

2 前項の延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該占用料の額に年14.5パーセントの割合を乗じて得た額とする。ただし、その額が10円未満であるときは、これを徴収しない。

3 前項の規定に定める延滞金の額の計算につき、年当たりの割合は、閏年じゆんの日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第8条 詐欺その他不正の行為により、占用料の徴収を免れた者は、その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月12日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の川内市道路占用料等徴収条例(昭和27年川内市条例第50号。以下「合併前の旧川内市条例」という。)、樋脇町道路占用料徴収条例(昭和28年樋脇町条例第20号)、入来町道路占用料徴収条例(昭和37年入来町条例第14号)、東郷町道路占用料徴収条例(昭和60年東郷町条例第21号)、里村道路占用料徴収条例(昭和60年里村条例第12号)、上甑村道路占用料徴収条例(昭和61年上甑村条例第6号)、下甑村道路占用料徴収条例(昭和61年下甑村条例第8号)又は鹿島村道路占用料徴収条例(昭和61年鹿島村条例第2号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

4 施行日前に道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項若しくは第3項の規定による許可(以下「許可」という。)を受け、又は同法第35条の規定による同意(以下「同意」という。)を得ている占用物件で、施行日以後占用の期間の満了に引き続いて許可を受け、又は同意を得ようとするものに係る平成16年度の占用料は、なお従前の例による。

5 施行日前に許可を受け、又は同意を得ている占用物件(施行日以後占用の期間の満了により引き続いて許可を受け、又は同意を得ているものを含む。以下「継続物件」という。)に係る平成17年度以後の期間に係る各年度の占用料の額は、継続物件ごとにこの条例別表の規定を適用して算定した占用料の額が、当該各年度の前年度の占用料の額(前年度における占用の期間が各年度における占用の期間と異なる場合にあつては、当該前年度における占用の期間に代えて当該各年度における占用の期間を用いて算出した額をいう。以下同じ。)に1.1を乗じて得た額(以下「調整占用料額」という。)を超える場合には、

同表の規定にかかわらず、当該調整占用料額とする。

6 前2項の規定にかかわらず、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第8号に規定する電気事業者、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条第1項に規定する第1種電気通信事業者又はガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第9項に規定するガス事業者（以下「電気事業者等」という。）が設けた継続物件（同条第6項に規定する大口ガス事業の用に供するものを除く。）で、かつ、施行日前に合併前の旧川内市条例の適用を受けていたものの施行日以後の占用の期間に係る各年度の占用料の額は、当該電気事業者等の占用料の支払業務を行っている事業所（以下「事業所」という。）ごとの各継続物件に係る占用料の額の合計額によるものとし、事業所ごとの当該各年度の継続物件についてこの条例別表の規定を適用して算定した占用料の額の合計額が、事業所ごとの当該継続物件に係る調整占用料額の合計額を超える場合には、同表の規定にかかわらず、当該調整占用料額の合計額とする。

附 則（平成23年12月27日条例第80号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用の期間に係る占用料について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月28日条例第4号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

占用物件		単位	占用料額	摘要
法第3 2条第 1項第 1号に 掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき	690円	占用物件たる 電柱、電話柱 を支えている 支線又は支柱 の占用料は、 徴収しない。
	第2種電柱	1年	1,100円	
	第3種電柱		1,400円	
	第1種電話柱		620円	
	第2種電話柱		990円	
	第3種電話柱		1,400円	
	その他の柱類		62円	
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき	

	地下電線その他地下に設ける線類	1年	4円	
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	600円	
	地下に設ける変圧器	占有面積1 平方メートルにつき1 年	370円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	1,200円	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		520円	
	広告塔	表示面積1 平方メートルにつき1 年	1,600円	
	家屋その他これに類する工作物	占有面積1 平方メートルにつき1 年	620円	
	その他のもの		1,200円	
法第3 2条第 1項第 2号に 掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	26円	専用住居用排水管の占用料は、徴収しない。
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		37円	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		56円	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		74円	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		110円	

	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの			150円		
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの			260円		
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの			370円		
	外径が1メートル以上のもの			740円		
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年		1,200円		
法第32条第1項第5号	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。	
		階数が2のもの				
	通路	上空に設けるもの				800円
		地下に設けるもの				480円
		その他のもの				370円
その他のもの	1,200円	マンホール、暗きよ等				
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日		16円		
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1箇月		160円		
令第7条第1号に掲げる物	看板（アチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1箇月	160円		

件		その他のもの	表示面積 1 平方メート ルにつき 1 年	1, 600 円	
	標識		1 本につき 1 年	990 円	
	旗ざお	祭礼、縁日等に際 し、一時的に設け るもの	1 本につき 1 日	16 円	
		その他のもの	1 本につき 1 箇月	160 円	
	幕（令第 7 条第 2 号に掲げ る工事用 施設であ るものを 除く。）	祭礼、縁日等に際 し、一時的に設け るもの	その面積 1 平方メート ルにつき 1 日	16 円	
		その他のもの	その面積 1 平方メート ルにつき 1 箇月	160 円	
	アーチ	車道を横断する もの	1 基につき 1 箇月	1, 600 円	
		その他のもの		800 円	
	令第 7 条第 2 号に掲げる工事用施設 及び同条第 3 号に掲げる工事用材料		占有面積 1 平方メート ルにつき 1	160 円	
	令第 7 条第 4 号に掲げる仮設建築物 及び同条第 5 号に掲げる施設		箇月	120 円	
令第 7 条第 6 号に掲 げる施 設並び に同条 第 7 号	建築物	占有面積 1 平方メート ルにつき 1 年	A に 0.014 を 乗じて得た額	A は、近傍類似 の土地の時価 を表すものと する。	
	その他のもの		A に 0.01 を乗 じて得た額		

に掲げる施設及び自動車駐車場				
令第7号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額 Aに0.025を乗じて得た額	
令第7条第9号に掲げる器具			Aに0.025を乗じて得た額	
令第7条第10号及び第11号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額 Aに0.025を乗じて得た額	
その他のもの		占用物件の種類ごとに市長が別に定める額		

備考

- 「第1種電柱」とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、「第2種電柱」とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電柱」とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 「第1種電話柱」とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、「第2種電話柱」とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電話柱」とは電話柱のうち6条



以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 3 「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 「表示面積」とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、その端数は、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 6 占有料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算するものとする。この場合において、1年未満の占有の期間の計算は、占有開始の日から各月における当該占有開始の日に相当する日の前日までを1箇月として計算し、この月数の計算によって1箇月に満たない期間があるときは、その期間は、1箇月として計算するものとする。
- 7 占有料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間の計算は、占有開始の日から各月における当該占有開始の日に相当する日の前日までを1箇月として計算し、この月数の計算によって1箇月に満たない期間があるときは、その期間は、1箇月として計算するものとする。